

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成29年6月13日答申分

○答申の概要

| | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 5件 |
| 厚生年金保険関係 | 5件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600338 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700012 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 16 年 12 月 24 日の標準賞与額を 22 万円に訂正することが必要である。

平成 16 年 12 月 24 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 12 月 24 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 12 月

A 社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

B 銀行が提出した請求者に係る流動性預金異動明細表及び請求期間において A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の賞与の支払明細書により、請求者は、請求期間において、A 社から賞与を支給され、22 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認される。

また、賞与の支給日については、前述の流動性預金異動明細表により確認できる振込日及び前述の賞与の支払明細書に記載された支給日から平成 16 年 12 月 24 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600339 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700013 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 16 年 12 月 24 日の標準賞与額を 28 万円に訂正することが必要である。

平成 16 年 12 月 24 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 12 月 24 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 12 月

A 社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

B 銀行が提出した請求者に係る流動性預金異動明細表及び請求期間において A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の賞与の支払明細書により、請求者は、請求期間において、A 社から賞与を支給され、28 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認される。

また、賞与の支給日については、前述の流動性預金異動明細表により確認できる振込日及び前述の賞与の支払明細書に記載された支給日から平成 16 年 12 月 24 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600344 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700014 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 16 年 12 月 24 日の標準賞与額を 43 万円に訂正することが必要である。

平成 16 年 12 月 24 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 12 月 24 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 12 月

A 社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

B 銀行が提出した請求者に係る流動性預金異動明細表及び請求期間において A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の賞与の支払明細書により、請求者は、請求期間において、A 社から賞与を支給され、43 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認される。

また、賞与の支給日については、前述の流動性預金異動明細表により確認できる振込日及び前述の賞与の支払明細書に記載された支給日から平成 16 年 12 月 24 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600345 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700015 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 16 年 12 月 24 日の標準賞与額を 45 万円に訂正することが必要である。

平成 16 年 12 月 24 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 12 月 24 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 12 月

A 社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

B 銀行が提出した請求者に係る流動性預金異動明細表及び請求期間において A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の賞与の支払明細書により、請求者は、請求期間において、A 社から賞与を支給され、45 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認される。

また、賞与の支給日については、前述の流動性預金異動明細表により確認できる振込日及び前述の賞与の支払明細書に記載された支給日から平成 16 年 12 月 24 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600348 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700016 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 16 年 12 月 24 日の標準賞与額を 45 万円に訂正することが必要である。

平成 16 年 12 月 24 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 12 月 24 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 12 月

A 社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

B 銀行が提出した請求者に係る預金取引明細照会（流動性）及び請求期間において A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の賞与の支払明細書により、請求者は、請求期間において、A 社から賞与を支給され、45 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認される。

また、賞与の支給日については、前述の預金取引明細照会（流動性）により確認できる振込日及び前述の賞与の支払明細書に記載された支給日から平成 16 年 12 月 24 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600315 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700011 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は B 社）における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 7 月

A 社から育児休業期間中である平成 15 年 7 月頃に賞与が支給されたが、厚生年金保険被保険者記録には標準賞与額の記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険法第 81 条の 2 によると、被保険者の育児休業期間中に事業主が社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に当該被保険者に係る育児休業取得の申出を行った場合、申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収は行わないこととされている。

請求者及び A 社を合併した B 社が提出した請求者に係る賞与台帳並びに C 銀行が提出した請求者に係る預金取引明細照会により、請求者は平成 15 年 7 月 8 日に A 社から賞与を支給されたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者の育児休業期間の終了年月日は、平成 15 年 6 月 30 日とされており、A 社が加入していた D 健康保険組合から提出された請求者に係る健康保険の被保険者記録によると、請求者の育児休業期間の終了年月日は平成 15 年 6 月 30 日とされており、前述のオンライン記録と一致していることから、A 社が社会保険事務所に請求期間を育児休業期間であると申出たとは考え難い。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく標準賞与額の記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が請求者の賞与から厚生年金保険料を控除していた事実が認められる場合であるとされているところ、B 社は、請求者は育児休業期間中であったため請求期間に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答しており、前述の賞与台帳からも厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるため、同法に基づく訂正には該当しない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。